

○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）（附則第十四条関係）

改正案	現行
（業務の範囲） 第六条（略） 2、4（略） 5 第三項第一号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」又は「有価証券先渡取引」とは、それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第二十一項から第二十四項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。 6（略） 7 第三項第九号の「金融先物取引等」又は同項第十号の「金融先物取引等の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十一項又は第十二項（定義）に規定する金融先物取引等又は金融先物取引等の受託等をいう。 （長期信用銀行の子会社の範囲等） 第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはなら	（業務の範囲） 第六条（略） 2、4（略） 5 第三項第一号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」又は「有価証券先渡取引」とは、それぞれ証券取引法第二条第八項第三号の二又は第十八項から第二十一項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。 6（略） 7 第三項第九号の「金融先物取引等」又は同項第十号の「金融先物取引等の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第九項又は第十項（定義）に規定する金融先物取引等又は金融先物取引等の受託等をいう。 （長期信用銀行の子会社の範囲等） 第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはなら

ない。

一〇三 (略)

三の二 証券取引法第十二条第十二項(定義)に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業(同条第十一項(定義)に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。)のほか、証券仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)

四〇十 (略)

二・三 (略)

四 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇四 (略)

五 証券子会社等 長期信用銀行の子会社(第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。)である次に掲げる会社

イ 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社

ロ (略)

ハ その他の会社であつて、当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

六 (略)

五〇九 (略)

ない。

一〇三 (略)

(新設)

四〇十 (略)

二・三 (略)

四 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇四 (略)

五 証券子会社等 長期信用銀行の子会社(第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。)である次に掲げる会社

イ 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社

ロ (略)

ハ その他の会社であつて、当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

六 (略)

五〇九 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等) 第十六条の四 長期信用銀行持株会社(長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。)は、長期信用銀行及び次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。 一・二 (略) 二の二 証券仲介専門会社 三〇六 (略) 七 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。) イ (略) ロ 第十三条の二第四項第二号に掲げる金融関連業務(当該長期信用銀行持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び証券業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあっては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が保険会社及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあっては同項第四号に掲げる保険専門関連業務をそれぞれ除くものとする。) 八・九 (略) 二〇六 (略)	(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等) 第十六条の四 長期信用銀行持株会社(長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。)は、長期信用銀行及び次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。 一・二 (略) (新設) 三〇六 (略) 七 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。) イ (略) ロ 第十三条の二第四項第二号に掲げる金融関連業務(当該長期信用銀行持株会社が証券専門会社及び証券業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあっては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が保険会社及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあっては同項第四号に掲げる保険専門関連業務をそれぞれ除くものとする。) 八・九 (略) 二〇六 (略)
--	---